



Prudential

一時払終身保険

平成25年4月版

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申込の撤回等（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕
PGF生命コールセンター ☎ **0120-56-2269** 受付時間／ 平日 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

募集代理店からのご説明事項

- 本商品にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- **本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、預金としての元本保証はありません。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

「パンフレット・重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」、「パンフレット・契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください

PGF生命コールセンター（フリーダイヤル）
☎ **0120-56-2269** 受付時間／ 平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

**経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します**

主なご利用内容 ● 引越されたとき ● 結婚されたとき ● 保険証券を紛失されたとき ● 保険金等をご請求されるとき*
● 解約されるとき ● 各種お問い合わせ、ご相談等

* 保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

最新の為替レートをご案内します（米ドル建のご契約の場合）

- ・最新の為替レート（円換算払込特約、円換算支払特約および年金支払移行特約（10）用）をご案内します。

▼最新の為替レートはインターネットからもご確認いただけます

PGF生命ホームページ
<http://www.pgf-life.co.jp>

第2保険期間中に限り、お電話で解約手続きを完了することができます

- ・米ドル建のご契約で解約返戻金を円で受け取る際の為替レートはお電話いただいた日の前営業日の所定の為替レートとなります。
- ・お申出いただく際に「本人確認（契約者）」、「証券番号」、「送金先口座（契約者本人名義）」を確認させていただきます。

※ご契約内容によっては、電話による解約ができない場合や所定の書類をご提出いただく場合があります。また受付時間は曜日によって異なります。くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、**ご契約後の
ご照会は引受保険会社までお願いします。**

募集代理店

引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター ☎ **0120-56-2269**受付時間／ 平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

ZA-387145-02 PGF-A-2013-014（2013.4.1）

ファイブ・
ステップ
セレクト

初期死亡保険金抑制型一時払終身保険（円建・米ドル建）

パンフレット・重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）**パンフレット・契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）**

※本書面の名称について、円建は「パンフレット・重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」、米ドル建は「パンフレット・契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」となります。

ご契約前に必ずお読みください。

「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「パンフレット」→**1～13ページ** 「契約概要」→**14～20ページ** 「注意喚起情報」→**21～28ページ**

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。



本商品の円建については、販売量の上限額を設定していますので新規お申込みのお取扱いを休止している場合があります。

募集代理店

引受保険会社

PGF生命

父が遺してくれた「支え」

生命保険協会「2000年エッセイ」

父が他界したのは私が二十才の時。亡くなる少し前、「保険がおりるから」と繰り返すので、そんなこと言わないでと責めたことがある。父は目を閉じ、声をたてずに泣いていた。

先日、母に「あの預金で旅行にでも行ってくればいいのに」と言うと、すぐに拒まれた。母はこれまで父の死亡保険金に手をつけたことがない。「今までやってこられたのは、あのお金のおかげよ。ギリギリに追い詰められるまでは絶対に使うまいって、がんばってきたんだから」

母の言葉に、父の顔が浮かんだ。「天の上でばやいているかもよ。『俺がせっかく遺してやったのに使いたくない。かわいくないヤツだ』って」

母は笑いながら、首を横に振った。「でも、すごく感謝してるわ。いざとなったら引き出せるお金があるって大きな支えよ」

その言葉を聞いて、私はあることを思い出した。父に保険のことを言うのはやめたと訴えたあの日、付き添いの方に言われたのだ。「お父さんは家族に『支え』を遺したい一心なのよ」と。そういえば、大黒柱たる者にこだわり、とにかく私たちを守ってくれる人だった。

父の想いはしっかりと生きている。保険のお金を一円たりとも使わないことが、母を今まで支えてきたのだ。父が遺したお金をあてにするのではなく支えにしてきた母、これからも強く堅実に生きていくに違いない。我が家の大黒柱はやはり永遠に父のようだ。



PGF生命は
世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループの中で、銀行等の窓口を通じて生命保険をお届けする銀行窓口販売事業（バンカシュアランス）を中心とする代理店チャネル専業会社として2010年8月に販売を開始し、バンカシュアランスに特化したサービス、生命保険商品を展開しております。

【日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について】

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン（保険持株会社）

プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

100%出資

PGF生命

◀本社 プルデンシャルタワー（東京 永田町）

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

「円建」と「米ドル建」のいずれかより ご選択いただける終身保険です。

ファイブ・ステップ セレクト

初期死亡保険金抑制型一時払終身保険（円建・米ドル建）

- 1 簡単な告知でお申込みいただくことができます
- 2 万一の保障が終身にわたって確保されます
- 3 お預かりした大切な資産は増加していきます



下記の4つの告知項目にひとつでも該当する場合は、
この保険にご加入いただくことができません

告知いただく項目

- ①現在、入院中ですか、あるいは医師に入院または手術をすすめられていますか（入院または手術の予定のある場合を含みます）。
- ②過去5年以内に、がん、心筋こうそく、脳卒中で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
- ③現在、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬あるいは経過観察（指導を含む）を受けていますか。
がん、心筋こうそく、脳卒中、肝硬変、腎不全（腎透析含む）、糖尿病（インスリン治療中に限る）、てんかん、こうげん病、肺気腫、心臓弁膜症、先天性心臓病、臓器移植後（皮膚・角膜・骨は除く）
- ④現在、公的介護保険の要介護（要支援を含む）認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。

※PGF生命の社員またはPGF生命の委託を受けた者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。



本商品の円建については、販売量の上限額を設定していますので新規お申込みのお取扱いを休止している場合があります。

ご契約例



60歳・男性の場合

- 契約年齢(被保険者)：60歳(男性)
- 保険期間：終身
- 一時払保険料：1,000万円

※当イメージ図(解約返戻金額等)は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出した数値等を記載しています。なお、ご契約時に適用される基礎率等(予定利率*等)は、保険期間中、適用されます。
*予定利率とは、保険料や年金額等を計算する際に適用される率です。

特徴1

簡単な告知でお申込みいただくことができます

- お申込みにあたっては、告知書にて告知いただきます。医師の診査等は不要です。



告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをできない場合があります。

特徴2

万一の保障が終身にわたって確保されます

- ご契約の5年経過後、万一の保障が増加し、以後、終身にわたって確保されます。終身保険の仕組みを活用し、保険金としてご家族にのこすことができます。



解約した場合、保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



第1保険期間中の死亡給付金額は一時払保険料相当額になります。

特徴3

お預かりした大切な資産は増加していきます

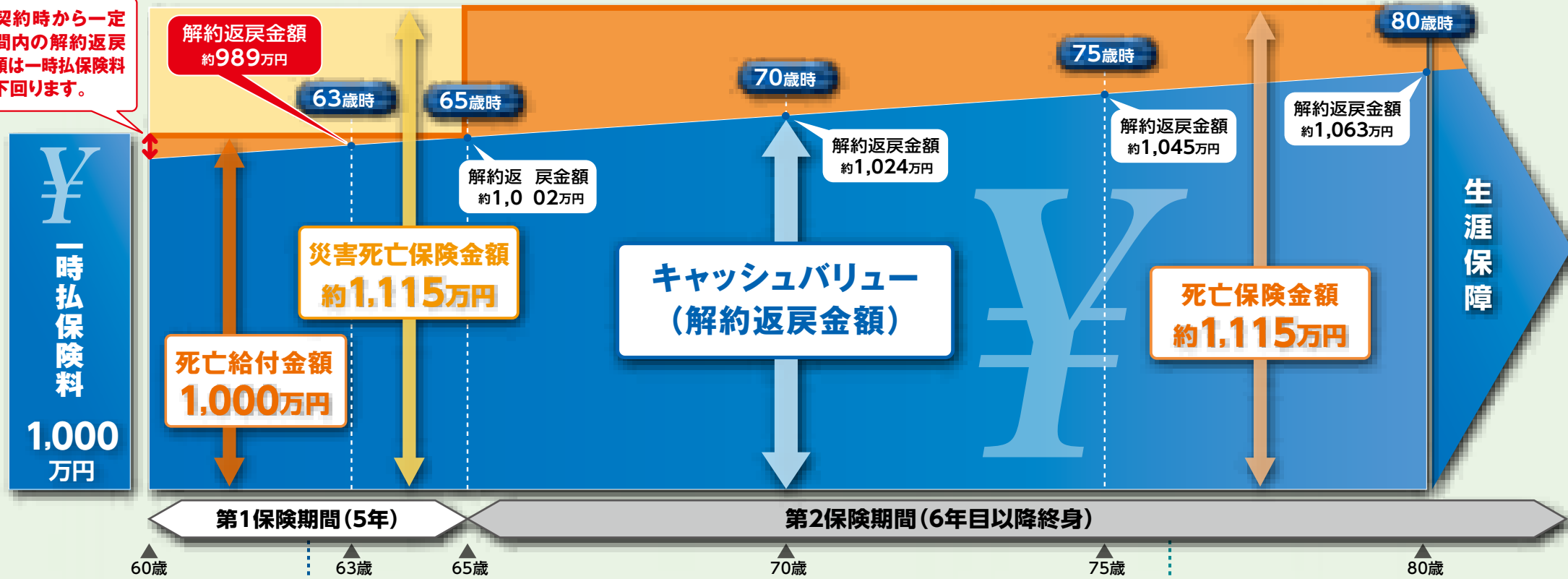
- キャッシュバリュー(解約返戻金額)は、ご契約時に確定し、経過期間に応じて大きくなります。
- 「年金支払移行特約(10)」を付加することで、解約返戻金額(責任準備金額)を年金として受け取ることも可能です。



ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。

イメージ図

ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。



第1保険期間(契約当初5年間)

- 第1保険期間中、解約返戻金額は増加し続けますが、一時払保険料を下回ります。
- 死亡給付金額は一時払保険料相当額になります。
- 所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。災害死亡保険金額は一時払保険料を上回ります。

第2保険期間(6年目以降終身)

- キャッシュバリュー(解約返戻金額)は、終身にわたり増加し続けます。
 - 死亡保険金額はご契約から5年経過後に増加し、以後、終身にわたって確保されます。
- ※第2保険期間中に所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、お支払いする保険金額は死亡保険金額となります。

※死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金は重複してお支払い、および高度障害状態になられた場合のお支払いはいたしません。

【ご参考】年齢別の保険金額等例表(一時払保険料:1,000万円①、性別:男性)

契約年齢 (被保険者)	第1保険期間		第2保険期間	解約返戻金額②(解約返戻率②÷①)		
	死亡給付金額	災害死亡保険金額	死亡保険金額	経過年数3年*	経過年数5年*	経過年数10年*
50歳	1,000万円		約1,169万円	約988万円(98.8%)	約1,000万円(100.0%)	約1,026万円(102.6%)
60歳			約1,115万円	約989万円(98.9%)	約1,002万円(100.2%)	約1,024万円(102.4%)
70歳			約1,069万円	約990万円(99.0%)	約1,002万円(100.2%)	約1,019万円(101.9%)
80歳			約1,033万円	約988万円(98.8%)	約999万円(99.9%)	約1,010万円(101.0%)

*経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。なお、表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数によって異なりますのでご注意ください。
※当例表は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した保険金額、解約返戻金額等について記載しております。
※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮しておりません。

キャッシュバリュー(解約返戻金額)を年金原資として年金をお受取りいただくことが可能です

選択できる年金種類

- 確定年金(年金支払期間：5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
- 保証期間付終身年金(保証期間：5年・10年・15年・20年)
- 保証金額付終身年金



⇒くわしくは、16ページの「年金支払移行特約(10)」をご覧ください。

※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額(責任準備金額)を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率等)に基づいて計算され、算出されるものです。



米ドル建

ご契約例



60歳・男性の場合

- 契約年齢(被保険者)：60歳(男性)
- 保険期間：終身
- 一時払保険料：100,000米ドル

イメージ図

特徴1

簡単な告知でお申込みいただくことができます

- お申込みにあたっては、告知書にて告知いただきます。医師の診査等は不要です。



告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをできない場合があります。

特徴2

万一の保障が終身にわたって確保されます(米ドル建)

- ご契約の5年経過後、万一の保障が増加し、以後、終身にわたって確保されます。終身保険の仕組みを活用し、保険金としてご家族にのこすことができます。



解約した場合、保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



第1保険期間中の死亡給付金額は一時払保険料相当額になります。

特徴3

お預かりした大切な資産は増加していきます(米ドル建)

- キャッシュバリュー(解約返戻金額)は、ご契約時に確定し、経過期間に応じて大きくなります。
- 「年金支払移行特約(10)」を付加することで、解約返戻金額(責任準備金額)を年金として受け取ることも可能です。



第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が限度となります。

為替リスクについて

円でお申込みいただき、または円でお受け取れます。したがって、受取時の為替相対いただいた金額(保険料円換算額)を下回る

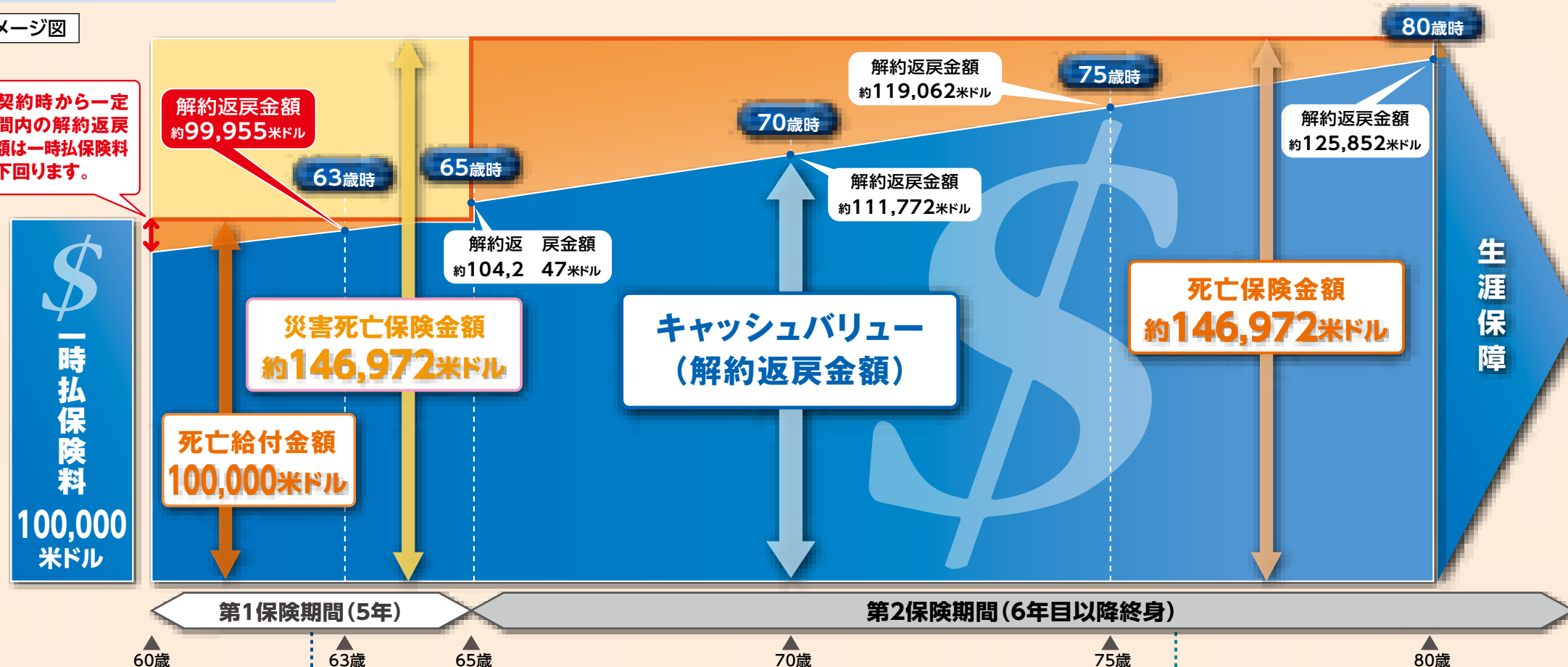
りいただく場合、為替相場の変動による影響で円に換算した保険金額等が円でお払込みがあり、損失が生じるおそれがあります。

※当イメージ図(解約返戻金額等)は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した数値等を記載しています。なお、ご契約時に適用される基礎率等(予定利率等)は、保険期間中、適用されます。

*予定利率とは、保険料や

米ドル建のご契約にかかる費用や為替リスク等について、くわしくは21~22ページをご覧ください。

- 円で保険金等をお受けになる場合(円換算支払特約等)、お受け金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)のご負担が生じるため、お受けになる円換算の金額が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



第1保険期間(契約当初5年間)

- 第1保険期間中の解約返戻金額は、一時払保険料を限度として増加します。
※ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。
- 死亡給付金額は一時払保険料相当額になります。
- 所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。災害死亡保険金額は一時払保険料を上回ります。

※死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金は重複してのお支払い、および高度障害状態になられた場合のお支払いはいたしません。

第2保険期間(6年目以降終身)

- キャッシュバリュー(解約返戻金額)は、終身にわたり増加し続けます。
- 死亡保険金額はご契約から5年経過後に増加し、以後、終身にわたって確保されます。
※第2保険期間中に所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、お支払いする保険金額は死亡保険金額となります。

【ご参考】年齢別の保険金額等例表(一時払保険料:10万米ドル①、性別:男性)

契約年齢 (被保険者)	第1保険期間		第2保険期間	解約返戻金額②(解約返戻率②÷①)		
	死亡給付金額	災害死亡保険金額	死亡保険金額	経過年数3年*	経過年数5年*	経過年数10年*
50歳	10万米ドル		約16.96万米ドル	約9.89万米ドル(98.9%)	約10.31万米ドル(103.1%)	約11.15万米ドル(111.5%)
60歳			約14.69万米ドル	約9.99万米ドル(99.9%)	約10.42万米ドル(104.2%)	約11.17万米ドル(111.7%)
70歳			約12.97万米ドル	10.00万米ドル(100.0%)	約10.51万米ドル(105.1%)	約11.11万米ドル(111.1%)
80歳			約11.80万米ドル	10.00万米ドル(100.0%)	約10.58万米ドル(105.8%)	約10.97万米ドル(109.7%)

*経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。なお、表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数によって異なりますのでご注意ください。

※当例表は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した保険金額、解約返戻金額等について記載しております。

※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮しておりません。

キャッシュバリュー(解約返戻金額)を年金原資として年金をお受けいただくことが可能です

選択できる年金種類

- 確定年金(年金支払期間：5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
- 保証期間付終身年金(保証期間：5年・10年・15年・20年)
- 保証金額付終身年金



⇒くわしくは、16ページの「年金支払移行特約(10)」をご覧ください。

※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額(責任準備金額)を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率等)に基づいて計算され、算出されるものです。

保険金額・解約返戻金額等例表



円建のご契約(一時払保険料1,000万円・死亡給付金額1,000万円の場合)

契約年齢(被保険者)	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	61歳	62歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,401万円	約1,366万円	約1,331万円	約1,297万円	約1,263万円	約1,230万円	約1,199万円	約1,169万円	約1,141万円	約1,115万円	約1,110万円	約1,105万円
経過年数3年の解約返戻金額	約982万円	約983万円	約984万円	約985万円	約986万円	約987万円	約987万円	約988万円	約989万円	約989万円	約989万円	約989万円
経過年数5年の解約返戻金額	約994万円	約995万円	約996万円	約997万円	約998万円	約999万円	約1,000万円	約1,000万円	約1,001万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,021万円	約1,022万円	約1,024万円	約1,025万円	約1,025万円	約1,026万円	約1,026万円	約1,026万円	約1,025万円	約1,024万円	約1,023万円	約1,023万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	6年0カ月	5年10カ月	5年8カ月	5年6カ月	5年4カ月	5年2カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,100万円	約1,096万円	約1,091万円	約1,086万円	約1,082万円	約1,078万円	約1,073万円	約1,069万円	約1,065万円	約1,061万円	約1,058万円	約1,054万円
経過年数3年の解約返戻金額	約989万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約989万円
経過年数5年の解約返戻金額	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,001万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,023万円	約1,022万円	約1,022万円	約1,022万円	約1,021万円	約1,021万円	約1,020万円	約1,019万円	約1,019万円	約1,018万円	約1,017万円	約1,017万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,050万円	約1,047万円	約1,043万円	約1,040万円	約1,036万円	約1,033万円	約1,029万円	約1,026万円	約1,023万円	約1,019万円	約1,015万円
経過年数3年の解約返戻金額	約989万円	約989万円	約989万円	約989万円	約988万円	約988万円	約987万円	約987万円	約986万円	約985万円	約985万円
経過年数5年の解約返戻金額	約1,001万円	約1,001万円	約1,001万円	約1,000万円	約1,000万円	約999万円	約998万円	約997万円	約996万円	約995万円	約993万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,016万円	約1,015万円	約1,014万円	約1,013万円	約1,012万円	約1,010万円	約1,009万円	約1,007万円	約1,006万円	約1,004万円	約1,001万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年3カ月	5年7カ月	6年0カ月	6年7カ月	7年6カ月	8年9カ月



米ドル建のご契約(一時払保険料10万米ドル・死亡給付金額10万米ドルの場合)

契約年齢(被保険者)	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	61歳	62歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約2,872百米ドル	約2,677百米ドル	約2,486百米ドル	約2,304百米ドル	約2,133百米ドル	約1,973百米ドル	約1,828百米ドル	約1,696百米ドル	約1,577百米ドル	約1,469百米ドル	約1,450百米ドル	約1,431百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	約938百米ドル	約947百米ドル	約955百米ドル	約963百米ドル	約971百米ドル	約978百米ドル	約984百米ドル	約989百米ドル	約995百米ドル	約999百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約976百米ドル	約985百米ドル	約994百米ドル	約1,002百米ドル	約1,011百米ドル	約1,018百米ドル	約1,025百米ドル	約1,031百米ドル	約1,037百米ドル	約1,042百米ドル	約1,043百米ドル	約1,044百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,057百米ドル	約1,070百米ドル	約1,082百米ドル	約1,092百米ドル	約1,100百米ドル	約1,106百米ドル	約1,111百米ドル	約1,115百米ドル	約1,118百米ドル	約1,117百米ドル	約1,117百米ドル	約1,117百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	6年6カ月	5年11カ月	5年4カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

契約年齢(被保険者)	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,412百米ドル	約1,394百米ドル	約1,377百米ドル	約1,360百米ドル	約1,343百米ドル	約1,328百米ドル	約1,312百米ドル	約1,297百米ドル	約1,283百米ドル	約1,270百米ドル	約1,256百米ドル	約1,244百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約1,045百米ドル	約1,046百米ドル	約1,047百米ドル	約1,048百米ドル	約1,049百米ドル	約1,049百米ドル	約1,050百米ドル	約1,051百米ドル	約1,052百米ドル	約1,052百米ドル	約1,053百米ドル	約1,054百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,116百米ドル	約1,116百米ドル	約1,115百米ドル	約1,114百米ドル	約1,114百米ドル	約1,113百米ドル	約1,112百米ドル	約1,111百米ドル	約1,110百米ドル	約1,109百米ドル	約1,107百米ドル	約1,106百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,232百米ドル	約1,220百米ドル	約1,209百米ドル	約1,199百米ドル	約1,189百米ドル	約1,180百米ドル	約1,171百米ドル	約1,163百米ドル	約1,155百米ドル	約1,148百米ドル	約1,141百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約1,055百米ドル	約1,055百米ドル	約1,056百米ドル	約1,057百米ドル	約1,058百米ドル	約1,058百米ドル	約1,059百米ドル	約1,060百米ドル	約1,060百米ドル	約1,061百米ドル	約1,061百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,105百米ドル	約1,103百米ドル	約1,102百米ドル	約1,100百米ドル	約1,099百米ドル	約1,097百米ドル	約1,096百米ドル	約1,094百米ドル	約1,092百米ドル	約1,091百米ドル	約1,089百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

*第1保険期間中の災害死亡保険金額および第2保険期間中の死亡保険金額となります。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出したものです。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって、異なりますのでご注意ください。
※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮しておりません。
※第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。

本商品の円建については、販売量の上限額を設定していますので新規お申込みのお取扱いを休止している場合があります。

為替リスクについて ⇒くわしくは、22ページの「為替リスクについて」をご覧ください。
円でお払込みいただき、または円でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

保険金額・解約返戻金額等例表



円建のご契約(一時払保険料1,000万円・死亡給付金額1,000万円の場合)

契約年齢(被保険者)	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	61歳	62歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,452万円	約1,415万円	約1,378万円	約1,343万円	約1,308万円	約1,274万円	約1,241万円	約1,209万円	約1,179万円	約1,149万円	約1,143万円	約1,137万円
経過年数3年の解約返戻金額	約981万円	約982万円	約983万円	約984万円	約985万円	約986万円	約986万円	約987万円	約988万円	約989万円	約989万円	約989万円
経過年数5年の解約返戻金額	約993万円	約994万円	約995万円	約996万円	約997万円	約998万円	約999万円	約1,000万円	約1,000万円	約1,001万円	約1,001万円	約1,001万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,020万円	約1,021万円	約1,023万円	約1,024万円	約1,024万円	約1,025万円	約1,026万円	約1,027万円	約1,027万円	約1,027万円	約1,027万円	約1,027万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	6年2カ月	6年0カ月	5年10カ月	5年8カ月	5年6カ月	5年4カ月	5年2カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,132万円	約1,126万円	約1,120万円	約1,115万円	約1,110万円	約1,104万円	約1,099万円	約1,094万円	約1,089万円	約1,084万円	約1,079万円	約1,075万円
経過年数3年の解約返戻金額	約989万円	約989万円	約989万円	約989万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円
経過年数5年の解約返戻金額	約1,001万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,027万円	約1,027万円	約1,026万円	約1,026万円	約1,026万円	約1,025万円	約1,025万円	約1,025万円	約1,024万円	約1,024万円	約1,023万円	約1,023万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,070万円	約1,066万円	約1,061万円	約1,057万円	約1,053万円	約1,049万円	約1,045万円	約1,041万円	約1,037万円	約1,034万円	約1,030万円
経過年数3年の解約返戻金額	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約990万円	約989万円	約989万円	約989万円	約989万円	約988万円
経過年数5年の解約返戻金額	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,002万円	約1,001万円	約1,001万円	約1,001万円	約1,000万円	約999万円
経過年数10年の解約返戻金額	約1,022万円	約1,021万円	約1,020万円	約1,019万円	約1,018万円	約1,017万円	約1,016万円	約1,015万円	約1,014万円	約1,013万円	約1,011万円
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年1カ月



米ドル建のご契約(一時払保険料10万米ドル・死亡給付金額10万米ドルの場合)

契約年齢(被保険者)	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	61歳	62歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約3,178百米ドル	約2,962百米ドル	約2,754百米ドル	約2,556百米ドル	約2,370百米ドル	約2,194百米ドル	約2,032百米ドル	約1,882百米ドル	約1,741百米ドル	約1,611百米ドル	約1,587百米ドル	約1,562百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	約926百米ドル	約935百米ドル	約944百米ドル	約953百米ドル	約961百米ドル	約969百米ドル	約976百米ドル	約982百米ドル	約988百米ドル	約994百米ドル	約995百米ドル	約996百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約964百米ドル	約973百米ドル	約983百米ドル	約992百米ドル	約1,000百米ドル	約1,008百米ドル	約1,016百米ドル	約1,023百米ドル	約1,029百米ドル	約1,036百米ドル	約1,037百米ドル	約1,038百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,045百米ドル	約1,057百米ドル	約1,069百米ドル	約1,079百米ドル	約1,089百米ドル	約1,097百米ドル	約1,105百米ドル	約1,113百米ドル	約1,119百米ドル	約1,123百米ドル	約1,124百米ドル	約1,125百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	7年4カ月	6年8カ月	6年1カ月	5年6カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月

契約年齢(被保険者)	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,539百米ドル	約1,516百米ドル	約1,493百米ドル	約1,471百米ドル	約1,450百米ドル	約1,429百米ドル	約1,409百米ドル	約1,389百米ドル	約1,370百米ドル	約1,351百米ドル	約1,333百米ドル	約1,316百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	約997百米ドル	約998百米ドル	約998百米ドル	約999百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約1,039百米ドル	約1,040百米ドル	約1,041百米ドル	約1,042百米ドル	約1,044百米ドル	約1,045百米ドル	約1,046百米ドル	約1,047百米ドル	約1,048百米ドル	約1,049百米ドル	約1,049百米ドル	約1,050百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,125百米ドル	約1,125百米ドル	約1,125百米ドル	約1,125百米ドル	約1,125百米ドル	約1,125百米ドル	約1,124百米ドル	約1,124百米ドル	約1,123百米ドル	約1,122百米ドル	約1,121百米ドル	約1,120百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	約1,299百米ドル	約1,283百米ドル	約1,268百米ドル	約1,254百米ドル	約1,240百米ドル	約1,226百米ドル	約1,214百米ドル	約1,202百米ドル	約1,191百米ドル	約1,181百米ドル	約1,171百米ドル
経過年数3年の解約返戻金額	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル	1,000百米ドル
経過年数5年の解約返戻金額	約1,051百米ドル	約1,052百米ドル	約1,053百米ドル	約1,054百米ドル	約1,055百米ドル	約1,055百米ドル	約1,056百米ドル	約1,057百米ドル	約1,058百米ドル	約1,059百米ドル	約1,060百米ドル
経過年数10年の解約返戻金額	約1,118百米ドル	約1,117百米ドル	約1,115百米ドル	約1,113百米ドル	約1,111百米ドル	約1,110百米ドル	約1,108百米ドル	約1,106百米ドル	約1,104百米ドル	約1,102百米ドル	約1,100百米ドル
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

*第1保険期間中の災害死亡保険金額および第2保険期間中の死亡保険金額となります。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、平成25年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出したものです。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって、異なりますのでご注意ください。
※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮しておりません。
※第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。

⚠ 本商品の円建については、販売量の上限額を設定していますので新規お申込みのお取扱いを休止している場合があります。

⚠ **為替リスクについて** ⇒くわしくは、22ページの「為替リスクについて」をご覧ください。
円でお払込みいただき、または円でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

よくあるご質問 にお答えします

質問1

この商品は預金の一種ですか？



答え

いいえ。
この商品は「生命保険商品」です。預金とは違い、元本の保証はありません。



- パンフレット・重要事項に関するお知らせ(円建の場合)
- パンフレット・契約締結前交付書面(米ドル建の場合)
- ご契約のしおり・約款
ご契約について大切なことがらを記載していますので、十分にご確認ください。
- 保険証券
申込日より1～2週間程度で郵送します。保険金請求等の手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

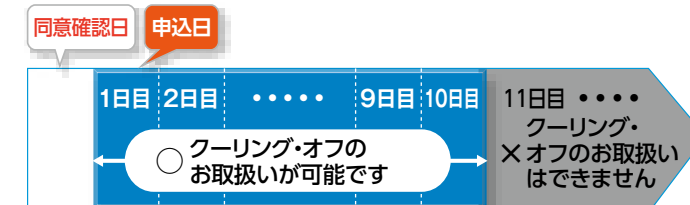
質問5

クーリング・オフはできますか？



答え

できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。



〒 郵送の場合、消印を基準とします

※くわしくは、22～23ページの「クーリング・オフについて」をご覧ください。

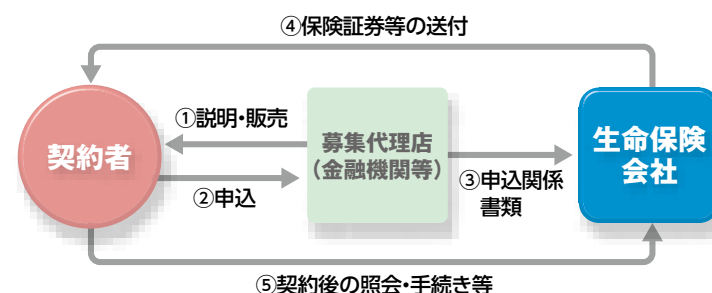
質問2

契約後の照会は保険会社にすればいいのかしら？



答え

はい。
引受保険会社であるPGF生命にご照会ください。



質問6

元本が割れる場合がありますか？



答え

あります。
契約してから一定期間内に解約すると、解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(元本割れ)。なお、米ドル建の場合、円で受け取る際の為替リスクについてご注意ください。



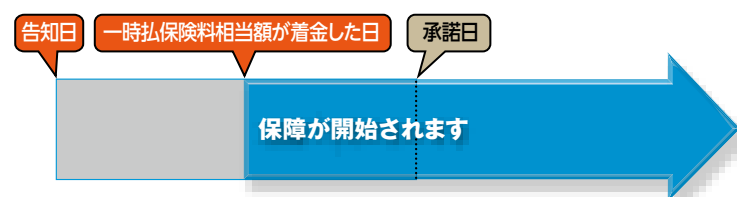
質問3

保障はいつからはじまりますか？



答え

責任開始期です。
責任開始期とは、告知ならびに一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときです。



※くわしくは、24ページの「責任開始期について」をご覧ください。

質問7

契約当初5年間に死亡した場合、いくらもらえますか？

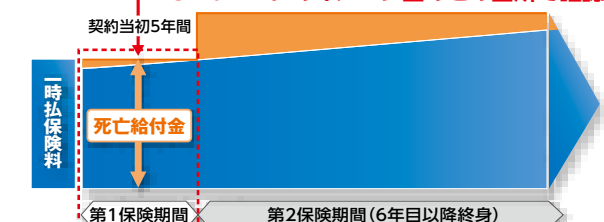


答え

一時払保険料相当額です。
一時払保険料相当額^{*1}を死亡給付金としてお支払いします(災害死亡保険金^{*2}をお支払いする場合を除きます)。

※1 米ドル建のご契約については、米ドル建の一時払保険料相当額となります。

※2 災害死亡保険金についてくわしくは、15ページの「主な保障内容について」をご覧ください。



質問4

申込みの際、医師の診査は必要ですか？



答え

いいえ。
医師の診査は不要です。告知書にて簡単な告知項目にお答えいただくだけでお申込みいただけます。



医師の診査は不要



- 告知書
4つの項目にお答えいただけます。

質問8

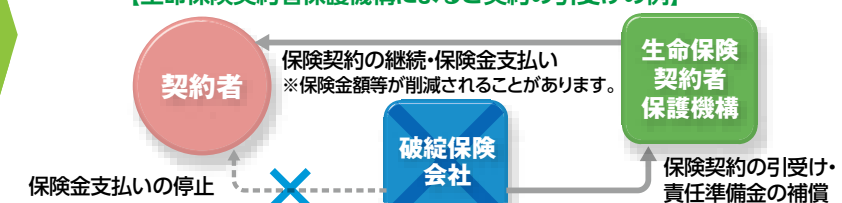
引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなるの？



答え

いいえ。
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。

【生命保険契約者保護機構によるご契約の引受けの例】



※くわしくは、25ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

終身保険だからこそ、あなたの大切な資産を 確かな安心としてのこすことができます

死亡保険金受取人を指定することができます



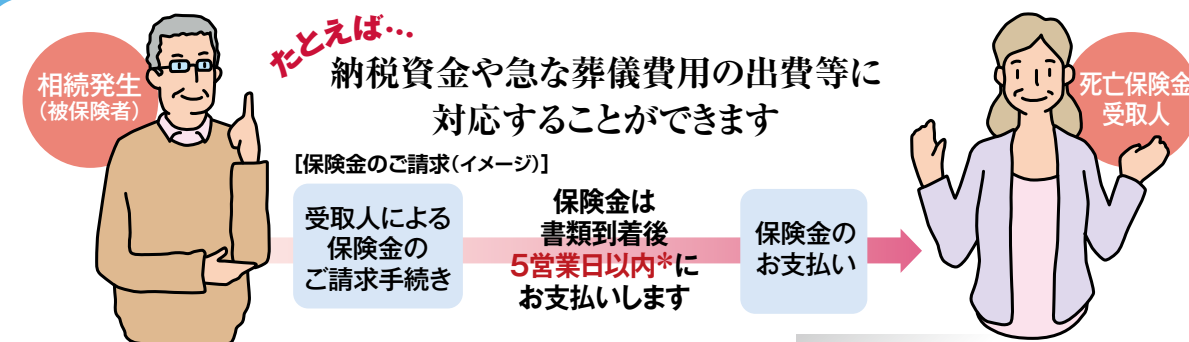
保険金は受取人の固有財産となります。
契約者の意思でご家族等誰にのこしたいかを
事前に決めておくことができます。

※生命保険金は受取人の固有財産ですが、保険金受取人である相続人と
その他の相続人との間に生じる不公平が著しい場合には、例外的に
固有財産とならない場合があります。

家や土地は
分けることが難しく、
ときには争いごとの
種となることも…



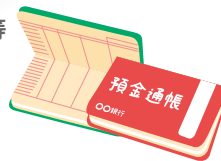
万一の際、スムーズに現金化することができます



保険金は遺産分割協議の対象ではありません。
したがって速やかに現金で受取人に支払われます。

※必要書類に不備があった場合や保険金を支払うための調査・確認等が必要な場合、
お支払いが遅れることがあります。

相続時、預金等
はすぐに
引き出せない
ことも…



PGF生命では保険金を迅速にお届けするため、
以下のサービスを実施しています。

死亡保険金
即日支払
サービスに
ついて

簡単な手続きで、他の保険契約と通算して最高300万円*までの
保険金等を即日お支払いします(口座送金でのお届けとなり
ます)。葬儀費用等の急な出費に対応できます。

*請求単位は10万円(米ドル建の場合1,000米ドル)となります。なお、米ドル建の場合、
お支払いは円のみとなり、PGF生命所定の為替レートにて換算した円換算支払額で300万円
が上限となります。

※死亡日が責任開始日から2年未満のご契約、死亡保険金受取人が複数人指定されている
ご契約等はお取扱いの対象外となります。死亡保険金即日支払サービスについて、
くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

契約概要

注意喚起情報

契約概要

ご契約前に必ずお読みください

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認
いただきたい事項を記載しています。

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に
ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読み
いただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますよう
お願いします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡し
しますのでご確認をお願いします。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や
代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての
詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」
に記載しておりますのでご確認ください。

1 本商品の引受保険会社について

引受保険会社	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
お問い合わせ先	PGF生命コールセンター (受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)) TEL 0120-56-2269 ホームページ http://www.pgf-life.co.jp

2 商品の仕組みと特徴について

【保険商品の名称】 初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(円建・米ドル建)

- この保険は万一の保障を終身にわたり確保できる生命保険です。ご契約時に円建、
米ドル建からご選択いただけます。

\$ 米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 米ドル建の一時払保険料を、円換算払込特約により円でお払込みいただけます。
- 円換算支払特約等により、保険金・解約返戻金等を円でお受取りいただけます。
円でお受取りになる場合、保険金・解約返戻金等はPGF生命所定の為替レート
の変動に応じて、増減します。
- 円でお払込みいただき、または円でお受取りいただく場合、為替相場の変動に
よる影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保
険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、
損失が生じるおそれがあります。

3 主な保障内容について

期間	給付名称	支払事由	支払額
第1保険期間	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたときにお支払いします。ただし災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	一時払保険料相当額*1
	災害死亡保険金*2	被保険者が所定の不慮の事故等により死亡されたときにお支払いします。	死亡保険金額と同額
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたときにお支払いします。	所定の死亡保険金額

*1 死亡保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額された金額となります。

*2 責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合にお支払いします。対象となる所定の不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※支払事由に該当し保険金等が支払われた場合、保障は消滅します。

【責任開始日と契約日について】

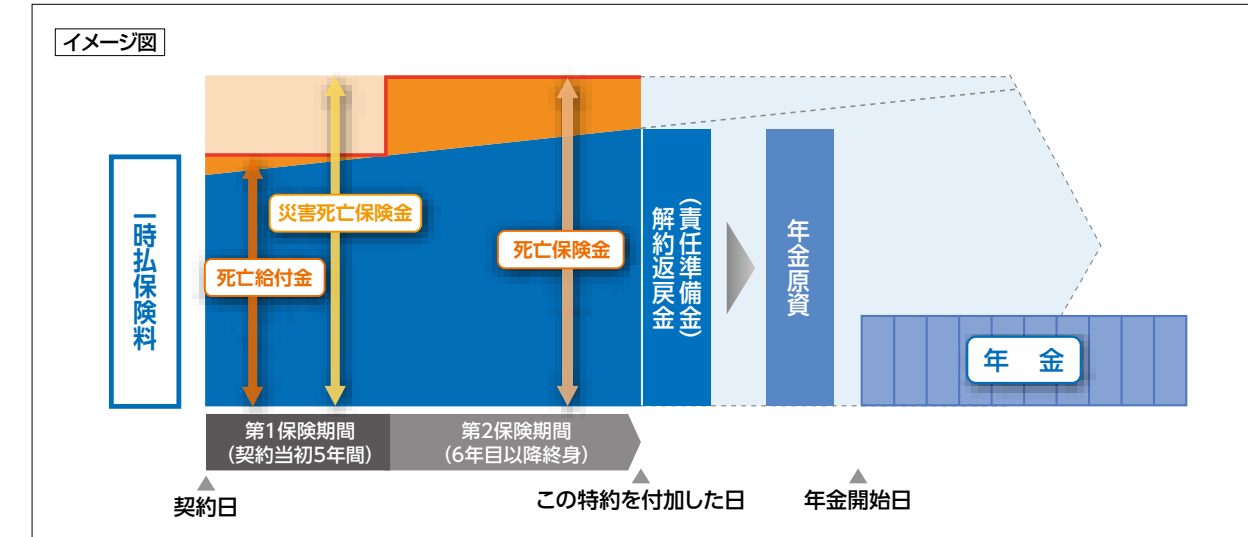
PGF生命がご契約の保障を開始する責任開始日(契約日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がPGF生命に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお払込みいただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

責任開始日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したときや、契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等は保険金等をお支払いできません。

4 主な特約とその内容について

年金支払移行特約(10)

6年目以降、年金を受け取ることも可能です



- 第2保険期間中、この特約を付加することで、この特約を付加した日(PGF生命が書類を受け付けた日)における主契約の全部または一部の解約返戻金(責任準備金)をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。
- 年金種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)、保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)、保証金額付終身年金のいずれかとなります。なお、複数の年金種類を選択することも可能です。
- 選択できる年金種類の取扱年齢範囲は、年金開始日における被保険者の年齢が、確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年)の場合20～90歳、確定年金(35年)の場合20～87歳、確定年金(40年)の場合20～82歳、保証期間付終身年金および保証金額付終身年金の場合40～90歳となります。

※第1保険期間中に、この特約による年金のお受取りはできません。

※年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(平成25年4月現在)を年金支払日に積立金額(責任準備金額)より控除します。

※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額(責任準備金額)を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出されます。

*予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される率です。

※1回あたりの年金額が2万円(将来変更される可能性があります)に満たない場合、この特約を付加することはできません。

※年金額の限度は他の保険契約と通算され3,000万円となります。

\$ 米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- この特約を付加した日におけるPGF生命所定の為替レートにより、年金を米ドルにかえて円でお受取りいただけます。この場合、以後、米ドルでのお受取りはできません。

※1回あたりの年金額が500米ドル(円でお受け取る場合2万円)に満たない場合(将来変更される可能性があります)、この特約を付加することはできません。

※年金額の限度は30万米ドルとなります。なお、30万米ドルの限度額その他、他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。

リビング・ニーズ特約(10)

被保険者が所定の状態になった場合、死亡保険金を前払請求することができます

- 第2保険期間中に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします(この特約による保険金額からこの特約による保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いてお支払いします)。
- 死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- 保険金の支払限度額は他の保険契約と通算して3,000万円となります。

※第1保険期間中に、この特約による前払請求をすることはできません。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 保険金の支払限度額は30万米ドルとなります*。
 - 円換算支払特約を付加することにより、保険金を米ドルにかえて円でお受取りいただけます。
- *30万米ドルの限度額その他、他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。

遺族年金特約

保険金等を年金で受け取ることができます

- この保険の死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受取りいただけます。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金支払期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- 取扱年齢範囲は年金開始日における年金受取人の年齢が0～90歳となります。

※年金開始日における年金受取人の年齢によっては、年金支払期間を所定の範囲で変更し、年金をお支払いする場合があります。

※年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(平成25年4月現在)を年金支払日に積立金額(責任準備金額)より控除します。

※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出されます。

*予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される率です。

※1回あたりの年金額が2万円(将来変更される可能性があります)に満たない場合、お取扱いできません。

※年金額の限度は他の保険契約と通算され3,000万円となります。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 円換算支払特約を付加することにより、年金および死亡一時金を米ドルにかえて円でお受取りいただけます。この場合、以後、米ドルでのお受取りはできません。
- ※1回あたりの年金額が500米ドル(円でお受け取る場合2万円)に満たない場合(将来変更される可能性があります)、お取扱いできません。
- ※年金額の限度は30万米ドルとなります。なお、30万米ドルの限度額その他、他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。

指定代理請求特約

受取人に保険金等*を請求できない所定の事情がある場合、代理人が請求することができます

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の①から③の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ ②の他、被保険者と同居、または、生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

*代理請求の対象となる保険金等は、年金支払移行特約(10)および遺族年金特約の年金、リビング・ニーズ特約(10)の保険金になります。

※指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人に対し、必ず「指定した」こと、支払事由および代理請求できる場合があることをお伝えください。

※指定代理請求人を指定しない場合でも、被保険者の戸籍上の配偶者等により代理請求できる場合がありますので、その旨をお伝えください。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

円換算払込特約

びたっと円入金*1

保険料は円でお払込みいただけます

- ご契約時にこの特約を付加することにより、保険料のお払込みの際、米ドルを円に換算して円でお払込みいただけます。なお、お払込みいただく最低保険料円換算額は200万円(取扱単位1万円)となります。
- 円でお払込みいただく金額(保険料円換算額)をもとに、PGF生命が受領した日(着金日)の為替レートで米ドル建の一時払保険料を計算します(びたっと円入金*1)。
- *1「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。
- 円でお払込みいただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。
- 下表の換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
- 円換算払込特約用の為替レートはPGF生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日のTTS(対顧客電信売相場)*2を上回ることはありません。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値となります。

対象	換算基準日
保険料	円で払い込んだ保険料のPGF生命受領日(着金日)

※PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることもあります。くわしくは22ページの「為替リスクについて」をご覧ください。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

円換算支払特約

円でお受取りいただけます

- この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金・年金等は米ドルにかえて円でお受取りいただけます。
- 円でお受取りいただく際の換算レートは、下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。
- 下表の換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その銀行の前営業日となります。
- 円換算支払特約用の為替レートはPGF生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日のTTB(対顧客電信買相場)*を下回ることはありません。
* 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値となります。

対象	換算基準日
死亡給付金・(災害)死亡保険金・解約返戻金	所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日
リビング・ニーズ特約(10)の保険金	
遺族年金特約の年金・死亡一時金	

※円で保険金等をお受取りになる場合、お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
※PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、円でお受取りになる保険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることもあります。くわしくは22ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

5

保険料・ご加入条件について

保険期間	終身		
契約日の被保険者の年齢範囲(満年齢)	15歳～85歳		
取扱保険料額	取扱年齢範囲	円建のご契約について	米ドル建のご契約について*1
	15歳～49歳	200万円～5,000万円 (取扱単位：1万円)	2万米ドル～20万米ドル (取扱単位：100米ドル)
	50歳～60歳	200万円～10,000万円 (取扱単位：1万円)	2万米ドル～40万米ドル (取扱単位：100米ドル)
	61歳～80歳	200万円～15,000万円 (取扱単位：1万円)	2万米ドル～60万米ドル (取扱単位：100米ドル)
	81歳～85歳		2万米ドル～50万米ドル (取扱単位：100米ドル)
保険料払込方法	一時払		
告知	告知扱		
死亡保険金受取人*2	被保険者の2親等以内の親族		

- *1 ぴたっと円入金を適用する場合の最低保険料円換算額は200万円(取扱単位1万円)となります。
- *2 契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。
- ※各年齢範囲における取扱保険料額の上限は、円建、米ドル建それぞれ同一被保険者ですでにご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険のすべての既契約と通算した金額となります。
- [例:円建のご契約] 初期死亡保険金抑制型一時払終身保険を49歳時に一時払保険料4,000万円、60歳時に一時払保険料2,000万円でご契約いただいた場合、61歳以降にお申し込みいただける一時払保険料の上限は15,000万円-(4,000万円+2,000万円)の9,000万円となります。
- ※円換算払込特約を付加して米ドル建の一時払保険料を円でお払込みいただく場合、同一契約者で30日以内にお申込みをした初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米国ドル建)(円換算払込特約付)と通算して1億円を超えるお取扱いはできません。
- ※円建と米ドル建のどちらもご契約の場合、米ドル建のご契約については各契約の申込日の属する月の前月末におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で換算した金額を同一被保険者ですでにご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険のすべての既契約と通算します。その場合の取扱保険料額の上限は、上記表の各取扱年齢範囲における円建のご契約と同じ金額となります。
- ※死亡保険金額については他の保険契約の保険金額等と通算され、7億円(米ドル建の場合、申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算します)を超えるお取扱いはできません。
- ※お申込内容、一時払保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

6

配当金について

この保険は無配当保険のため配当金はありません。

7

解約(減額＝一部解約)について

- いつでも解約あるいは死亡保険金額の減額により解約返戻金額を受け取ることができます。
- 死亡保険金額を減額する場合、死亡保険金額の減額割合に応じて死亡給付金額および災害死亡保険金額も減額されます。
- 減額は1万円単位でお取扱いし、減額後の死亡保険金額に応じて減額される死亡給付金額(一時払保険料)は、ご契約時の最低取扱保険料額である200万円を下回ることはできません。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 減額は100米ドル単位でお取扱いし、減額後の死亡保険金額に応じて減額される死亡給付金額(一時払保険料)は、ご契約時の最低取扱保険料額である2万米ドルを下回ることはできません。
- 解約返戻金は、米ドルでのお受取りにかえて円でもお受取りいただけます(円換算支払特約)。
※解約返戻金を円でお受取りいただく場合、為替相場で円に換算した金額が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回る場合があります。

※解約返戻金につきましては、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください。

8

為替リスクについて



米ドル建のご契約について

円でお払込みいただき、または円でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険金等をお受取りになる場合(円換算支払特約等)、お受取金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)のご負担が生じるため、お受取りになる円換算の金額が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

9

諸費用について



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 諸費用についてくわしくは21ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

ご契約前に必ずお読みください

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に
必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み
いただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の
詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・
約款」に記載しておりますのでご確認ください。

\$ 米ドル建のご契約について

■ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」、および各種
お取扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

- 保険料より控除される費用**
お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持等に係る費用等に
あてられ、それらを除いた金額で運用されます。なお、これらの費用については、契約年齢
(被保険者)、性別等により異なるため、一律に記載できません。
- 保険料を円でお申込みいただく場合の費用**
「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお申込みいただく場合の交換レートと仲値
(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります(PGF生命所定の
交換レート(平成25年4月現在:指定銀行のTTM+50銭*))。
*将来変更される可能性があります。
- 保険金等を円でお受取りいただく場合の費用**
「円換算支払特約」等を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合の交換レートと仲値
(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の
交換レート(平成25年4月現在:指定銀行のTTM-1銭*))。
*将来変更される可能性があります。
- 保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用**
 - ・お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります
(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱
金融機関にご確認ください)。
 - ・米ドルでのお受取りにかかる手数料(PGF生命から契約者または受取人の口座に送金する
ための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認
ください)。
- 年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用**
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*(平成25年4月現在)を年金支払日に積立金額
(責任準備金額)より控除します。
*将来変更される可能性があります。
※年金支払移行特約(10)および遺族年金特約によるお取扱いです。

\$ 米ドル建のご契約について

■ 為替リスクについて

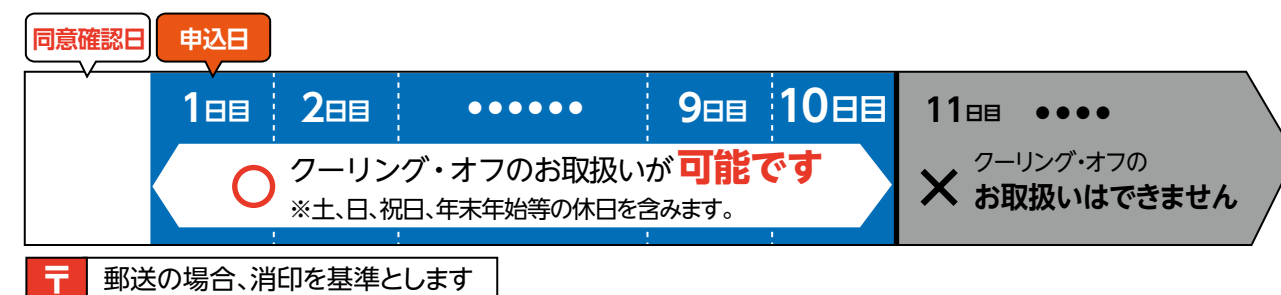
円でお申込みいただき、または円でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。
したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお申込みいただいた金額
(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円でお受取りになる場合(円換算支払特約等)、お受取金額はPGF生命所定の
為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)のご負担が生じる
ため、お受取りになる円換算の金額が円でお申込みいただいた金額(保険料円換算額)を
下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 クーリング・オフについて

- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

●クーリング・オフのながれ



●お申込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面の記載見本(例)

切手 〒100-0014 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 株式会社 宛 東京都千代田区永田町 2-13-10 10日以内の消印有効	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社 行 私は下記契約の申込みを撤回します。 氏名 ○○ ○○ 印 住所 ○○県○○市○○町○-○-○ 申込書番号 ○○○○○○○○○○○○	お申込みの撤回等をする旨の明記 自署 申込書と同一印 申込書控に印字
---	--	--

送付先住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-13-10
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

- ・申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合、お申込みいただいた保険料の全額をお返します。
- ・お申込みの撤回等の方法としては、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法*があります。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(白署)、押印(申込書と同一印)、住所、申込書番号(申込書控に印字)をご記入ください。

*お申込みの撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または本書面についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)の消印まで有効とします。お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社に直接提出された場合は、その書面がPGF生命本社で受理された日が、申込日または本書面についての同意確認日(重要事項説明完了確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)の場合まで有効とします。

- お申込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。引受保険会社であるPGF生命にお申し出ください。
- 以下の場合には、クリーニング・オフのお取扱いをいたしません。
 - ・債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ・既契約の内容変更である場合

\$ 米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- お申込みの撤回等をした場合、保険料を米ドルでお払込みの場合は米ドルで、円換算払込特約を付加して円でお払込みの場合は円で、お払込みいただいた保険料と同額をご返金します。なお、返金した米ドルを円に換算した場合、為替差損が生じる可能性があります。また、米ドルでお受取りいただく場合、お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

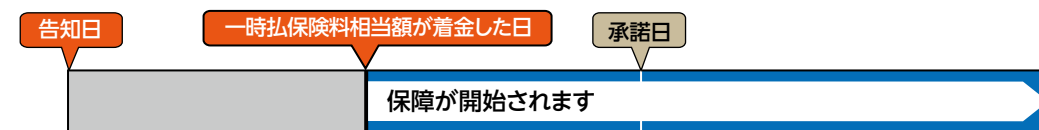
2 告知義務について

- 健康状態・職業等をありのままに告知してください。
 - ・契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。生命保険は、多数の方々から保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が無条件に契約すると保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在のご健康状態、ご職業等について「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。故意または重大な過失によって、告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反となりご契約が解除され保険金等をお支払いできないことがあります。
- 告知書にて告知してください。
 - ・告知受領権は引受保険会社であるPGF生命が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。
- 正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。
 - ◆告知いただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。告知にあたり、販売の担当者(生命保険募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、PGF生命はご契約または特約を解除することはできません(万一このような行為があった場合は、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)へご連絡ください)。ただし、販売の担当者(生命保険募集人)のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、PGF生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、PGF生命はご契約または特約を解除することができます。
 - ◆責任開始日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合にはご契約または特約を解除することがあります。
 - ◆ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります)。この場合には、すでにお払込みいただきました保険料はお返ししません。解約返戻金があれば契約者にお支払いします。

- ◆上記以外にもご契約の締結状況により保険金等をお支払いできないことがあります。例えば「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります)。また、すでにお払込みいただきました保険料はお返ししません。

3 責任開始期について

- 一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
 - ・PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、一時払保険料相当額を受領し、かつ告知していただいた時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
 - ・販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について (詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。
 - ◆責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
 - ◆告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
 - ◆保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
 - ◆保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
 - ◆責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合。
(注)精神障害等による自殺については、死亡給付金をお支払いする場合がありますので、PGF生命へお問い合わせください。
 - ◆保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合。

5 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - ・お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約時から一定期間内に解約されますと、解約返戻金は一時払保険料を下回ります。
 - ・この保険は第1保険期間中の解約返戻金額の上限を一時払保険料とするしくみで保険料を計算しています。したがって、第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料を超えることはありません。

\$ 米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 解約返戻金を円でお受取りいただく場合には、受取時における為替相場の変動による影響を受けます。

6 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
 - ・PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8 預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合、不利益となることがあります。
 - ◆この場合、解約・減額されるご契約の解約返戻金が全くないか、ある場合でもわずかな金額となり、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - ◆ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する契約者配当の権利等を失うことがあります。
 - ◆一般のご契約と同様に告知の義務があり、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除を行うことがあります。
 - ◆詐欺によるご契約の取消しについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為がその対象になります。
 - ◆告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知内容によっては新たなご契約のお引受けをお断りしたり、また、その告知をされなかったためにご契約または特約が解除または取消しとなることもあります。

10 税務のお取り扱いについて(『ご契約のしおり・約款』もご確認ください)

[お払込みいただく保険料について]

- お払込みになった保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までにお払込みいただいた保険料のうち、一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
 - ※一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

[保険金・給付金にかかる税金について]

- 死亡給付金・災害死亡保険金・死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- リビング・ニーズ特約(10)による保険金は受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

[解約返戻金にかかる税金について]

- 解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税(一時所得)の対象となります。

[一時所得について]

- 年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

[税務上の換算レートについて]

- この保険の税務上のお取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金*3 (災害)死亡保険金*3	被保険者の死亡日	<相続税の対象となる場合> TTB(対顧客電信買相場)
		<所得税の対象となる場合> TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金*3	解約日(減額日)	TTM(対顧客電信仲値)

- *1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。
- *2 円換算払込特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円でお払込みいただいた金額となります。
- *3 円換算支払特約により円でお受取りになっている場合は、円でお受取りいただいた金額となります。

平成25年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

11 保険金等のご請求について

- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。
 - ・お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
 - ・PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金・給付金のご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 受取人に保険金等を請求できない所定の事情がある場合、代理人が請求することができます。
 - ・主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(くわしくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

12 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

PGF生命コールセンター
(受付時間／平日 8:30～20:00、土曜 9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く))

コール ジ ブ ロック
☎ 0120-56-2269

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- ・生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ・PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

13 その他ご確認いただきたい事項について

- 申込書・告知書は、内容をお確かめのうえ、契約者および被保険者ご自身で署名・捺印ください。
- この保険は、高度障害状態になられた場合の保険金等のお支払いはありません。
- 保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その**保険契約は無効とし、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻ししません。**
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
 - ・被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

※被保険者からご契約の解約を請求する場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
※契約者からの解約はいつでも将来に向かってPGF生命に対して行うことができます。

- 年金支払移行特約(10)の確定年金をお受取りいただく場合、年金開始年齢に年金支払期間を加えた年齢が110歳を超えるときは、後継年金受取人(年金受取人が死亡されたとき、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継する人)を指定していただきます。



米ドル建のご契約について

⇒あわせて22ページの「為替リスクについて」もご覧ください。

- 保険金等のお受取りには米ドルで受領できる口座が必要となります(円換算支払特約等により円で保険金等を受け取る場合を除きます)。
- 円換算支払特約等により保険金等を円に換算する場合は、PGF生命所定の為替レートを用いるものとし、その円換算額は営業日毎に変動します。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

本申込みににおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、右記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報を含め本申込みににおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

個人情報を再保険会社に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報を含め本申込みににおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内) (3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

Memo